

(案)

江戸川区教育大綱

令和2年3月

江戸川区
江戸川区教育委員会

1 「江戸川区教育大綱」策定までの流れ

(1) 教育大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）の改正に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされた（法第 1 条の 3 第 1 項）。

大綱は、総合教育会議において地方公共団体の長と教育委員会が協議・調整し、地方公共団体の長が策定するものとされている。

そこで区は、区長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を開催し、大綱の策定について協議した。その協議結果を踏まえ、平成 28 年に策定した大綱を基に、以降の社会状況の変化や教育を取り巻くさまざまな課題などに対する構成員の意見を反映し、新たな大綱としてとりまとめた。

(2) 江戸川区総合教育会議

開催経過

	開催日	内 容
第 1 回	令和元年 12 月 24 日	大綱策定に向けた意見交換
第 2 回	令和 2 年 2 月 12 日	大綱（案）の確認
第 3 回	令和 2 年 3 月 24 日	大綱（案）の確認・確定

区役所 4 階第一委員会室にて開催

会議の構成

江戸川区長	齊藤 猛
江戸川区教育委員会	
教育長	千葉 孝
教育長職務代理者	古巻 勲
教育委員	蓮沼 千秋
教育委員	石井 正治
教育委員	庭野 正和

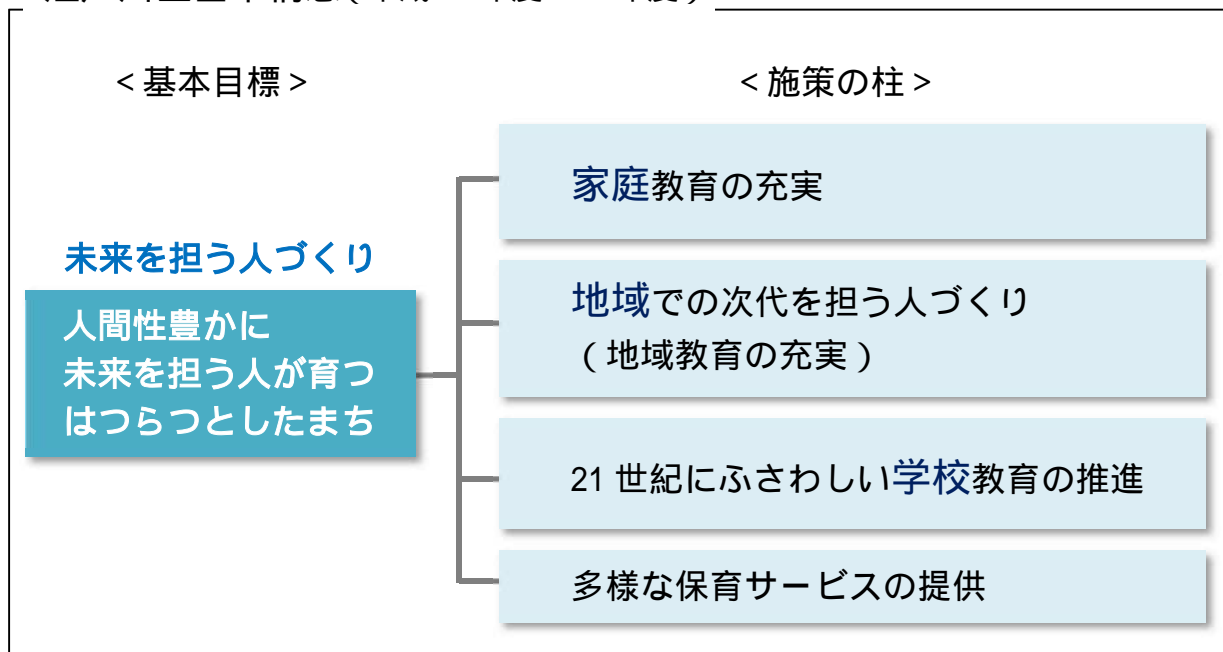
2 「江戸川区教育大綱」 - 位置付け -

(1) 大綱の位置付け

江戸川区では、2020年頃の区の目指すべき将来都市像を実現するため、「人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち」をはじめ、6つの基本目標を「江戸川区基本構想」に掲げ、**さまざま**な施策を行ってきた。特に、教育に関わる施策として「家庭教育の充実」「地域での次代を担う人づくり」「21世紀にふさわしい学校教育の推進」**など**を通して、子どもたちの健全な育成を進めている。

大綱では、この江戸川区基本構想（下記参照）を踏まえつつ、時代の変化に伴う**さまざま**な課題を乗り越え、将来にわたり活躍する子どもたちを育成するため、今後取り組むべき教育の基本的な方針を示す。

江戸川区基本構想（平成14年度～33年度）



(2) 基本構想を踏まえた「江戸川区教育大綱」における基本目標

「家庭・地域・学校」の協働による総合的人間教育

【基本目標】

「家庭・地域・学校」の協働による総合的人間教育

子どもを取り巻く状況として、少子化の進行や家族形態の変化及び、価値観やライフスタイルの多様化などが指摘されて久しい。併せて、これらを背景に、地域社会とのつながりや支え合いが希薄化し、「子どもを地域で育てる」という考え方が失われつつあることも指摘されている。

さらに、⁽¹⁾昨今は「子どもの貧困」が社会問題として取り上げられている。本区においても、社会経済状況や保護者の状況により、苦しい環境に置かれた子どもがいることは事実である。そこで区は、学校・地域の協力を得ながら、学習支援、食の支援、居場所支援をはじめとした「子どもの成長支援」に向けた取り組みを拡充するなど、積極的な対応を推進してきた。

いつの時代においても、子どもは家庭・地域・社会全体にとっての宝であり、希望である。子どもが将来に向けて⁽²⁾夢と希望を抱き、自身の個性や能力を伸ばすことのできる社会を実現していくためには、家庭・地域・学校が連携し、教育の場としてそれぞれ十分な機能を果たすことが重要となる。

本区には、区民と一丸になってさまざまな課題を克服し、発展を遂げてきた歴史がある。現代においても、そうした中で培われた「地域の力」は、あらゆる分野の取り組みに表れ、本区の良き教育環境を支える大きな力となっている。子どもの健やかな成長を支え、時代の変化に対応し得る「生きる力」を育むためにも、地域の協力を得ながら家庭教育・学校教育の充実を図っていく。

令和2年4月には、そうした取り組みの一つとして、区立の児童相談所~~一~~を開設する。「江戸川区の子どもは江戸川区で守る」ことを理念とし、子どもに関する総合相談も受け付ける。本区の強みである「地域の力」を活かし、地域に開かれた施設として、家庭や学校も含めた社会全体で子どもたちの健やかな成長を見守り、支えていくことを目指している。

また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催及び、区内でのカヌー・スラローム競技の実施は、子どもたちにとって、世界最高のスポーツ・文化の祭典を肌で感じ、成長していくための貴重な機会である。

本区ではこの機会を捉え、多くの子どもたちが世界への夢を抱き、自身の可能性にチャレンジする人材に成長できるよう、教育面での取り組みを推進してきた。今後も大会後のレガシーとして未来の子どもたちに引き継がれていくよう、その取り組みを継続していく。

「江戸川区児童相談所」(愛称「はあとポート」)⁽³⁾

開設時期： 令和2年4月

開設場所： 江戸川区中央三丁目4番

江戸川区の児童相談所が持つ3つの機能

(1) 相談

専門のスタッフが18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じます。学校や保健所、医療機関などと連携して子どもと家庭を支援します。

(2) 措置

子どもや保護者への指導、児童福祉施設への入所、里親への委託などの措置を行います。

(3) 一時保護

子どもを緊急に保護する必要がある場合や、子どもの行動観察が必要な場合に、一時的に子どもを保護します。保護中は保育士や児童指導員が子どもの生活を支えます。



江戸川区児童相談所

基本方針 家庭教育の充実

(主な意見)

「家庭」は子どもの基本的な生活の場であり、人格形成の場でもある。そして「家庭教育」の根幹は、親子のコミュニケーションである。

子どもが社会の基本的なルールや生活習慣を身に付けられるようなしつけを行う義務と責任は、基本的には親にある。また、親は子どもにとって最大の理解者であり、人生最初の教師である。

近年では家庭の教育力低下が指摘されている。特に、核家族やひとり親家庭、共働き家庭の増加といった家族形態の変化などを背景に、大人が子どもに関わる時間も減り、子育てに不安を抱える保護者が増えている。

各家庭や親自身が孤立することのないよう、時代の変化を的確に捉えながら、支援を強化していかなくてはならない。

日ごろから、親が子どもの良いところや頑張っているところを認め、ほめることで、家族の絆もより深まっていく。

「生きる力」を身に付け、更には自己肯定感を高められるような家庭教育を受けけることは、学齢期か否かを問わず重要である。

近年、子どもたちが被害者や加害者となる痛ましい事件が発生しており、地域で家庭を見守り、支えることの重要性が指摘されている。

本区が推進してきた、「貧困」と呼ばれる状況に置かれている子どもの健やかな成長を支えるための取り組みは、その効果を検証しながら、今後も積極的に展開していく必要がある。

さまざまな事情により家庭で暮らすことができない⁽⁵⁾子どもや、近年増加している外国籍の子どもなど、子どもの育つ環境はますます多様化している。全ての子どもが輝くために、行政が担うべき役割について検討が必要である。里親制度などの支援も拡充していくべきである。

【今後の方向性】

子どもたちの健やかな成長、即ち「子どもの育ち」を第一に、親が親としての自覚と自信をもって子育てできるよう支援していく。

親の育ちや学びを支援するとともに、家庭と地域・学校との結びつきや親同士のネットワークを強くしていく。これにより、育児の孤立化・子育て不安の解消を図り、家庭教育の更なる充実を図っていく。

多様な家庭環境にある全ての子どもが輝き、希望あふれる未来像を描けるよう、生活支援や学習支援、保護者への支援など、今後もあらゆる取り組みを推進していく。

基本方針 地域での教育活動の実践

(主な意見)

本区では、長年にわたって培われてきた良き住民性のもと、町会・自治会をはじめとし、趣味や生きがい、文化・スポーツ、PTAなどさまざまな分野でコミュニティが形成されている。そして、それらが集まり区全体のコミュニティを形づくっている。

小学校での「すくすくスクール」や、中学生の職場体験「チャレンジ・ザ・ドリーム」、小・中学校での「学校応援団」といった、地域の力に支えられた新しいタイプの教育活動も成熟しつつある。

本区では、地域まつりや防災訓練など、⁽⁶⁾地域ぐるみの活動が活発に行われてきた。またその中には、清掃活動や避難所運営など、子どもたちが主体的に参加し、「支える側」になる活動もある。こうした活動の積み重ね^(公3)により、子ども・保護者・地域住民・教職員の心の中にコミュニティへの帰属意識が芽生え、「地域を愛する心」が⁽⁷⁾育まれる。

区の理想像を表現した区歌を歌うことも、地域を愛する心を自然な形で育むことにつながる。

少子化の進行は、学校の統廃合などさまざまな課題を生じさせる。統廃合後の学校施設は地域の財産として、教育のために有効活用するという道もある。

高齢化の進行は、元気な熟年者が増えることも意味する。部活動の外部指導員やジュニア訪問員の受け入れ、登下校時の見守り活動など、熟年者に地域や学校の中で子どもたちと深く関わっていただくことで、子どもと熟年者の間に相乗効果が生まれる。

熟年者は、昔ながらの良い意味での「おせっかい」を通して、「人としての生き方」や「生きるすべ」を次世代に伝える貴重な存在になる。

国際化などにより地域の多様性が豊かになっている。地域が子どもを教育する「外から内」の視点だけでなく、子どもが地域に出て交流を深めることで、地域を通して文化の多様性を体感する「内から外」の視点も重要である。

【今後の方向性】

未来を担う子どもたちが「地域を愛する心」を育めるよう、地域との連携による本区ならではの教育活動を更に推し進め、「地域に開かれた教育」を実践していく。

「地域が子どもに関わる」だけでなく、「子どもが地域に出て交流していく」という双方向の視点を持つ。そして“子どもは地域全体で育てる”という土壌を更に浸透させていくため、さまざまな地域活動を支援していく。

地域への愛着を持って成長した子どもたちが、次の世代の健全育成に関わることができるよう、さまざまな教育活動に参加しやすい仕組みづくりを進めていく。

基本方針 学校教育の充実

(主な意見)

学校は、家庭や地域と共に歩む「魅力ある学校づくり」を通して、子どもたちの「生きる力」の源である「知・徳・体」の力を身に付ける場である。また、国際社会や地域社会で活躍し、貢献できる人間教育を「実践」する場でもある。子どもたちの豊かな心を育むためには、学校教育の中で、相手の立場に立って物事を考える「思いやりの情」を伝えていくことが重要となる。

『“良い学校”とは、家庭・地域・教職員が良くしたいと思う“学校”』である。また、学校は誰にとっても安心できる場所であり、「楽しく安心して学べる」⁽⁸⁾学校」として存在し続けることが重要である。

いじめの問題や不登校、家庭・地域との連携強化など、学校が担う役割は複雑かつ多岐にわたり、教職員の負担が増している。そのため、引き続き学校における「働き方改革」を推し進めることが必要である。地域の人たちに学校内の仕事を一部担っていただくなどの工夫を重ねることで、教職員が子どもたちに向き合う時間を増やすことができる。

いじめや不登校などの問題が起こらないようにするためには、子どもの自己肯定感や自分を大切に思う気持ちを育むことが必要である。それには、周りの大人たちが普段から子どもの良いところを探し、積極的にほめ言葉として伝えてあげることが重要である。⁽⁹⁾

「教育」は学校内部で完結するものではない。家庭や地域と信頼・協力関係を構築しながら、教育活動を展開することが重要となる。家庭や地域のサポートが充実することで教職員の孤立を防ぐことができ、プロとしての教育力を発揮できる環境をつくっていくことにもつながっていく。

教職員自身が人間性を磨き、魅力を高めることで、家庭や地域との信頼関係を築きやすくなる。⁽¹⁰⁾経験の浅い教職員のサポートなど、指導力・授業力・人間力を高めるための支援や研修体制が求められる。

健康な身体を作るための基礎は「食」と「運動」である。学校においても「食育」などの取り組みを、地域と連携しながら積極的に推進していくことが必要である。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催をきっかけに、スポーツの振興や体力向上はもちろんのこと、国際理解と尊重の精神などの「心の教育」を、大会後のレガシーとして未来に引き継いでいく必要がある。

【今後の方向性】

『教育とは「実践」である』との考えのもと、「全ての子どもたちの健やかな成長」を支えるため、**教職員自身は**、実践活動を積み重ねながら指導力を高めていく。

学校教育における「心の教育」を重視し、困っている方に率先垂範して手を差し伸べることのできる、「魅力ある人材」づくりを進めていく。

家庭や地域との信頼・協力関係のもと、「生きる力」を身に付け、時代の変化に柔軟に対応できる力を育む教育の推進を図っていく。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」において、**本区ではカーヌー・スラローム競技が開催される。また、オリンピック、パラリンピックともに聖火リレーのコースにもなっている。大会を通して子どもたちに芽生えた、地域を愛する心や⁽¹¹⁾ボランティア精神、国際理解、思いやる気持ちなどを、大会後のレガシーとして未来に引き継いでいく。**